

**令和 6 年度 第 3 回松戸市環境審議会
(会議録)**

- 【開催日時】 令和 7 年 1 月 29 日(水) 午前 10 時から
- 【開催場所】 松戸市役所 新館 7 階 大会議室
- 【次 第】 第 3 回松戸市環境審議会
- * 開会
- * 議事
- (1) 松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理について(第十次報告)
- (2) (仮称) 松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(素案)について
- (3) 第 3 次生活排水対策推進計画(案)について(諮問)
- (4) 脱炭素専門部会からの進捗報告
- * その他
- * 閉会
- 【出席者】 [委員]
- ・ 山田 千香子 委員
 - ・ 松田 茂一 委員
 - ・ 梅 木 清 委員
 - ・ 中村 美枝子 委員
 - ・ 奥 真美 委員
 - ・ 竹内 公一 委員
 - ・ 湯浅 康弘 委員
 - ・ 近藤 善信 委員
 - ・ 松菱 則嗣 委員
 - ・ 木ノ村 正浩 委員
 - ・ 藤田 隆 委員
 - ・ 坂口 一枝 委員
 - ・ 秋山 和敏 委員
 - ・ 高橋 輝昌 委員
 - ・ 岡田 真弓 委員
 - ・ 角田 辰弘 委員
 - ・ 岩倉 三好 委員 ※欠席

[松戸市職員(事務局)]

- ・瀬谷 眞一 (環境政策課長)
- ・奈良場 健 (ゼロカーボンシティ推進担当室長)
- ・松本 優子 (環境政策課課長補佐)
- ・松戸 孝雄 (ゼロカーボンシティ推進担当室主幹)
- ・中村 修一 (ゼロカーボンシティ推進担当室主査)
- ・舟橋 琢磨 (ゼロカーボンシティ推進担当室主任主事)
- ・辻 敦 (環境政策課主任主事)
- ・増田 暢彦 (廃棄物対策課長)
- ・細野 善二郎 (廃棄物対策課課長補佐)
- ・山崎 悠也 (廃棄物対策課主事)
- ・金子 実 (環境保全課課長)
- ・本多 力 (環境保全課主幹)
- ・吉本 大介 (環境保全課主査)

【傍聴者】 なし

司会	ただいまから、「令和6年度第3回松戸市環境審議会」を始めさせていただきます。 本日、進行を務めさせていただきます松戸市環境政策課の松本と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、早速でございますが、本日配布した資料の確認をさせていただきます。資料につきましては ・次第 ・座席表 ・資料1 松戸市環境審議会名簿 ・資料2 松戸市環境審議会条例 ・資料3 松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理について (第十次報告) ・資料4 (仮称) 松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(案)の骨子に関するパブリックコメントにおいて提出された意見と市の考えの方向性について
-----------	--

	・資料５ （仮称）松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（案）の概要 ・資料６ 第３次生活排水対策推進計画（案）について（諮問） ３２ページです。前の条例案の最終が３０ページで、 １ページ分ページが不足していますが、間違いではございません。ご了承願ください。 ・資料７ 脱炭素専門部会 進捗報告 以上となります。資料の過不足等ございますでしょうか。 それでは、ここからは、松戸市環境審議会条例第８条第１項に基づき、議事進行を山田会長にお願いしたいと思います。 山田会長、よろしくお願いいたします。
山田会長	皆様おはようございます。それではよろしくお願いいたします。ここからは、私が議事進行をさせていただきます。本日配られました次第に沿って進めさせていただきます。 議題に入る前に、本日の議事（１）松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理について（第十次報告）につきましましては、地球温暖化対策部会に付託した案件であることから、本日、梅木部会長から部会における審議結果の報告を受け、それをもとに答申としてよいか本会で審議するものです。そのため、本日は、当該部会に属する臨時委員の方々もご出席いただいております。 それでは、本日の委員及び臨時委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。
司会	本日は、１名の方から欠席するとの連絡をいただいておりますので、出席は計１６名となります。よって、松戸市環境審議会条例第８条第２項に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立することを報告いたします。なお、改めまして、地球温暖化対策部会の委員の皆さまが初めてでございますので紹介をさせていただきます。 部会長になります、梅木委員。 中村委員。 臨時委員となります千葉大学大学院園芸学研究院教授 高橋委員。 東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社支社長代理 岡田委員。 京葉ガス株式会社 東葛支社お客さまサービスグループマネージャー 角田委員。

	以上でございます。
山田会長	ありがとうございました。改めまして、よろしく願いいたします。 続きまして、本審議会は、松戸市環境審議会の組織及び運営に関する規則第3条第1項の規定により、公開となっておりますが、今回傍聴希望者はいらっしゃいますか。
事務局	傍聴希望者はおりませんでしたので、ご報告いたします。
山田会長	それでは議事の方に入らせていただきます。 議事（１）「松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理について（第十次報告）」につきまして、地球温暖化対策部会、梅木部会長よりご報告をお願いいたします。
梅木部会長	松戸市地球温暖化対策部会長の梅木でございます。よろしくお願い致します。 資料３の「松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理について（第十次報告）」をご覧ください。 松戸市環境審議会会長宛て、松戸市環境審議会地球温暖化対策部会長より、松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理についてのご報告をさせていただきます。 松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理につきましては、令和５年３月９日付け「松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理について（答申）」に基づき毎年評価を実施しているところです。 この度、令和７年１月２２日の第１２回松戸市環境審議会地球温暖化対策部会における審議を経て、最新の進捗状況が取りまとまりましたので、別紙の通り報告します。 報告の内容につきましては７ページの「松戸市地球温暖化対策実行計画」（区域施策編）の進行状況について」をご覧ください。 区域施策編は、【松戸市の二酸化炭素排出量の推移】、【松戸市域の電力量から算出した温室効果ガス排出量】、【市の取組としての補助事業の累計数】を勘案して進行管理するものとしております。 「松戸市地球温暖化対策実行計画」（区域施策編）では、松戸市全域から排出される温室効果ガスを削減するため、中期目標年度を２０３０年度とし、温室効果ガス排出量を２０１３年度比４６％以上削減することを目標としております。 温室効果ガス排出量につきましては、「２ 松戸市内の温室効果ガス排出量等の状況」の図-１「松戸市の二酸化炭素の排出量の推移」に示しているとおり、最新年度の２０２１年度値は２，１３９〔千ｔ-CO₂〕であり、基準年度の２０１３年から約１９．９％の排出量の減少とな

	っております。前年度である２０２０年度値と比較すると排出量は増加しており、全体としては削減が進んでいるものの、鈍化していると言えます。 ８ページに行きまして、松戸市域の電力量から算出した温室効果ガス排出量を示しております。２０２１年度と比較すると全体的に減少しているものの、２０２２年度との比較では、どの部門においてもおむね横ばいとなっております。 ９ページには、市の取組の実績として、省エネルギー設備の導入促進を目的とした補助事業の累積交付件数によって示しております。それぞれの補助事業の２０１６年度からの２０２３年度までの累計交付実績は、ゼロエネルギー住宅の導入に対する補助事業が１３９件、省エネルギー診断による設備改修に対する補助事業が４８件、電気自動車の導入に対する補助事業は、２８７件の交付実績があります。区域施策編の進行管理の説明は以上となります。
山田会長	ありがとうございました。ただいま、区域施策編について説明がありました。何かご意見、ご質問はございますか。 ありがとうございました。質問が無いようですので、続きまして、松戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進行状況について、梅木部会長よりご報告をお願いいたします。
梅木部会長	それでは事務事業編の進行状況について報告いたします。 資料の１０ページをご覧ください。「松戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進行状況について」の資料となっております。 事務事業編では、２０３０年度に温室効果ガス排出量を２０１３年度比３３％以上削減することを目標として、取り組みを進めることとしております。 市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガスにつきまして、図-１に示したとおり、２０２３年度は３０，５３１ｔ-CO₂ 排出しており、基準年度である２０１３年度から１４％削減になっておりました。 次の１１ページの表-１に施設類型別の温室効果ガス排出量の推移を示しておりますが、２０２３年度は行政サービス施設で排出量が増加しております。要因として、２０２２年度においては本庁舎の電力供給が排出係数の小さな電気事業者と契約しておりましたが、２０２３年度は排出係数の標準的な電気事業者との契約になったことによってこの増加が生じております。 次の１２ページに行きまして、図-６をご覧ください。全国平均の排出

	係数の推移、市で契約した電気事業者の平均排出係数を表しております。松戸市における排出係数は、全国平均と比較しても良好な推移を示していますが、2030年度の目標値である0.25kg-CO2には届いておりません。 13ページでは、図-7に公用車の電動化率を示しております。2023年度現在、公用車378台のうち、電気自動車は8台、ハイブリッド車は19台、燃料電池自動車は1台であり、電動化率は昨年度の5.0%から7.4%へと増加しました。 最後に総評としまして、2023年度は、全体で30,531t-CO2排出しており、2013年度から14%削減しておりました。2020年度、2021年度と比較すると全体の排出量は増加しております。引き続き、環境配慮契約の推進や機器の更新を行う際に省エネ製品を選択する等の、温室効果ガスの削減に資する取組みの強化を図ることが必要です。 事務事業編の説明は以上となります。
山田会長	ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、何かご意見ご質問はございますか。奥委員お願いします。
奥委員	11ページの表-1の中にあります事業系施設の環境施設という表記がございしますが、環境施設には何が入るのかを確認させていただければと思います。基準年に比べるとかなり減っていますので、半減以上ですね。確認をさせてください。
山田会長	それでは担当、質疑応答につきましてはゼロカーボンシティ推進担当室、よろしくお願いします。
環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室	環境施設に関しましては、和名ヶ谷クリーンセンターや東部クリーンセンター、リサイクルセンターなどが含まれております。2013年度との比較となりますと、当時クリーンセンターという施設が稼働しておりましたのですけれども、現在は稼働しておりませんので、その分大きく排出量が減っているという事になっております。
山田会長	奥委員いかがでしょうか。
奥委員	はい、ありがとうございます。先ほどおっしゃった2か所クリーンセンターあって、プラスリサイクルセンターとおっしゃいましたけれども、そのうちのクリーンセンターが今稼働していないという事ですか。
環境政策課ゼ	追加になるのですが、元々松戸市に焼却するクリーンセンター二つ

ロカーボンシティ推進担当室	ありまして、し尿を処分する東部クリーンセンターと、全部で3つあります。高柳クリーンセンターが令和2年の3月で稼働停止しておりまして、その分のCO2が削減した形になっております。
山田会長	はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。奥委員からのご意見等いただきました。 そうしますとこの報告はおおむね妥当なものとして、本日いただきました先ほどのご意見を踏まえて私にご一任いただき事務局と調整したうえで市長あての答申にしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。 はい、ありがとうございます。それでは本件につきましてご異議なしと認めていただいて。それでは事務局から答申の鏡文の提示を願います。
事務局	(鑑文配布) それでは鏡文を読み上げさせていただきます。 令和7年1月付、松戸市環境審議会会長、山田千香子より松戸市長本郷谷健次宛てで答申でございます。松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理について第十次答申。松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理につきましては令和5年3月9日付け松戸市地球温暖化実行計画の進行管理について答申に基づき毎年評価を実施しているところです。この度第12回松戸市環境審議会地球温暖化対策部会における調査検討を経て、別添のとおり第十次報告が取りまとまりました。このことについて令和6年度第三回松戸市環境審議会における審議の結果、これを採用することが適当であるとの結論を得ましたので答申します。 以上となります。
山田会長	ありがとうございました。 それでは本件につきましては、先の報告とこの鏡文をもって答申といたします。以上で議事の、松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理について、第十次報告の審議を終了します。 ここで臨時委員の皆様はご退室ください。ありがとうございました。
臨時委員	(退室)
山田会長	続きまして、議事(2)(仮称)松戸市土砂等の埋立て等による土壌

	の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（素案）についてですが、資料４、条例（案）の骨子に関するパブリックコメントにおいて提出された意見と市の考えの方向性について、担当課から報告願います。
廃棄物対策課	廃棄物対策課の細野ですよろしくお願いします。 それでは説明させていただきます。前回１０月２８日の第２回松戸市環境審議会において皆様に諮問させていただきましたがその後１２月１０日から１月１０日の期間において、条例案の骨子に関してパブリックコメントを実施させていただきました。１５ページをご覧ください。意見提出者２名、そのうち１名は個人、１名は団体代表者からの提出となっております。挙げられた件数は８件でございました。資料４にあげられた意見を記載させていただいております。なお、回答につきましては公表日が２月２１日の３月定例会招集日と定められておりますことから、今回は市の考え方の方向性を記載させていただいております。よろしくお願いいたします。
山田会長	ありがとうございました。 ただいま報告のありましたパブリックコメントについて、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。少しお目通しいただく時間が必要かと思えます。少しお時間とお読みください。 いかがでしょうか。もし無い様であれば、次に、資料５（仮称）松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（案）の概要について、担当課から説明をお願いします。
廃棄物対策課	引き続きご説明させていただきます。 １６ページ以降ご覧ください。このパブリックコメントの結果や、前回の審議会における委員の皆様のご意見等を踏まえたうえで、素案の見直しなどを行いまして、概要及び条例案とさせていただいております。なお、別紙資料５－１におきまして、条例案の概要をまとめさせていただいておりますので、こちらでご説明させていただきます。 まず、条例案制定の背景でございますが、前回もご説明させていただいておりますが、建設工事により発生した土砂が他の地域に搬出され、土砂の流出、崩壊、土壌汚染などを引き起こすことが問題となり、千葉県では平成９年に「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定し、３，０００㎡以上の面積の土砂等の埋立て等について規制を開始しました。これに伴い、３，０００㎡未満の埋立て等に関しましては、県内の多くの自治体が条例を制定し規制をしておりますが、これまで本市独自の条例制定には至

	っておりませんでした。しかしながら、市内におきましても複数箇所において土砂の堆積等が見受けられるようになってきていることもありますことから、今後さらに他の地域から土砂等が持ち込まれ、土壌汚染等につながることはないよう、他自治体の規制を勘案し、必要な規制を行うこととしたものであります。 また、令和５年度に「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行され、災害発生防止のため、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなり、松戸市全域が千葉県によって宅地造成等工事規制区域に指定される見込みとなっており、令和７年５月２６日に規制が開始される予定であります。同法では、土壌汚染の防止についての規定がなく、水質検査の義務付けもないことから、同法による規制と併せ、それを補完し、生活環境を保全するため、条例案を制定するものでございます。 次に、条例案の概要でございます。 第１章総則は第１条から第５条まででございますが、まず第１条で本条例案制定の目的をうたっております。目的といたしましては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。としております。次に第２条では本条例案における定義を掲げております。第３条では事業者の責務を掲げております。第４条では土地所有者の責務、第５条では市の責務を掲げております。 第２章土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準は第６条のみでございますが、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準は、環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。としております。この安全基準に関しましては、今後制定いたします規則におきまして、カドミウムや全シアン、有機リン、鉛等の３０項目について基準を定めることとしております。 第３章不適正な土砂等の埋立て等の禁止は第７条及び第８条で規定しております。こちらでは安全基準及び構造基準について定めさせていただいております。 第４章特定事業の規制は第９条から第３３条となっております。第９条では、特定事業の許可に関しまして規定させていただいております。第１０条では、許可をするものに関しましては、許可を申請しようとする事業者に関しましてはその前に事前協議が必要となるという規定を定めさせていただいております。
--	--

	第5章特定事業に係る土地所有者の義務は第34条のみでございますが、土地所有者は、特定事業に関する同意をしようとするときは、その同意に係る特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて許可申請に関する事項を確認しなければならない、としております。 第6章雑則は第35条から第40条まででございますが、第38条において手数料を定めさせていただいております。新規の許可申請は50,000円としております。 第7章罰則は第41条から第44条でございますが、各規定への違反について、それぞれ罰則を規定しております。第41条では、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金とするもので、こちらにしましては、安全基準や構造基準に関する改善命令違反、無許可での特定事業の実施などが該当いたします。第42条では、50万円以下の罰金、第43条では30万円以下の罰金、第44条では両罰規定を規制させていただいております。なお、条例案の施行予定日は令和7年7月1日を予定しております。これは罰則の周知期間を設ける必要があることからでございます。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
山田会長	はい、ありがとうございました。只今の条例案の改訂について、また条例案につきましてご意見ご質問等ございますでしょうか。
奥委員	ありがとうございます。 条例の12条についてなんですけれど、12条の中に当該特定事業の施工の妨げになる権利を有する者と言う表現が出てくるのですけれども、これがいかなる者を想定しているのかという所を確認させていただきたいというのが一点です。特定事業の区域に隣接した土地に何らかの構造物を占有若しくは所有している者とかですね、そういったことを想定されるのかなと思いますが、そこをどういう風に明確化していくのか、規則の方に委ねるのか、そのあたりを確認させていただきたいというのが1点で、2点目は同じ状況の中で同意を得なければならない、これは土地所有者に、また施工の妨げになる権利を有する者、これらについては同意を得るということですので、近隣の周辺住民については説明をして承諾を得るという風に表現されています。同意と承諾の違いですね。ここをどのように整理するのか、承諾を得たものをどうやって確認しているのかといったことも含めてですけれども、こちらで規則の方で明確になるのか、といったところもあわせて確認させていただきたいと思います。以上です。
山田会長	はい、ありがとうございました。今、奥委員から2点出ております。

	特定事業者のこと、同意と承諾の違いは何か。こちら担当からよろしくをお願いします。
廃棄物対策課	回答させていただきます。規則で定めさせていただいているのですが、施工の妨げになる権利を有する者につきましては、特定事業区域内の土地について、地上権、永小作権、質権または賃借権を有するものとさせていただいております。併せまして周辺の住民の承諾に関しましては、周辺住民承諾書及び世帯数調査書というものを提出していただいて、確認させていただくものとしております。以上になります。
山田会長	はい、ありがとうございました。奥委員お願いいたします。
奥委員	今日資料としていただいているのは条例案のみで、規則がついていなかったもので、詳細はそちらで規定されているという事で、はい、理解いたしました。施工の妨げとなる者は特定事業区域内に何らかの権利を有する者ということなんですね。所有者以外で。
廃棄物対策課	はい、そうです。
山田会長	はい、ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。 はいそれでは今、奥委員から２点ほど出していただきました。その点を踏まえまして、この条例案、そこを検討していただいたうえで、この条例案は概ね妥当なものとして、本日いただきましたご意見も踏まえて、私にご一任いただき、事務局と調整したうえで、市長あての答申にしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。 はい、ありがとうございます。それでは同意をいただいたという事で、ご異議なしと認めます。それでは事務局から、答申案の提示をお願いします。
事務局	(答申案配布) それでは答申案を読み上げさせていただきます。 令和７年１月付け 松戸市環境審議会、会長山田千香子より松戸市長本郷谷健次へ答申です。 (仮称) 松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(素案)について(答申)。 令和６年１０月１１日付け松環廃第１７５号にて諮問があった「(仮称) 松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(素案)」について、別紙のとおり答申します。

	松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的としています。 今回審議した条例（素案）においては、土砂等の埋立て等に関して、各主体の責務を明らかにしつつ、土砂等の安全基準や構造上の基準を設定し、一定規模以上の土砂等の埋立て等を行う場合の市長による許可制度等、適切な制度の構築が図られていることから、その内容については妥当であると思料されます。 本条例の制定により、土壌汚染の防止と市民の生活環境の保全につながることを期待します。 以上となります。
山田会長	ありがとうございました。ただいま事務局から、答申（案）がありました。何かご意見等がありますでしょうか。 はい、秋山委員お願いします。
秋山委員	前のことで恐縮なんですけれど、前回の審議会の時に、17ページの第2条（3）と（4）のところで、言葉の定義がおかしいんじゃないかという発言をしたと思うんですけど、これは水濁法とは違って市が条例として決めたことだからこれでいいという風な判断を、この審議会でやったという事でよろしいのですね、という確認です。何が言いたいかというと特に（4）のところの水濁法で言うと特定事業所というのは、その特定事業の区域の中にあるものであって、法案されるものなんです。これ逆に言葉の定義がなっているのと、特定事業所というのは特定事業区域および特定事業に供する施設が存する区域を言う。という定義になっているのですね。これは市の条例だから、これに決めたという事であればいいと思うのですが、ただ、国語的にその区域をいう事を事業所という表現で表すのはどうかなという風に前回疑問を呈したところなのですが。それに対して皆さん、これでいいと思われているのかです。以上です。
山田会長	秋山委員、ありがとうございました。 先ほど奥委員からは特定事業者という事で、やはり関連したところ

	で、今回は特定事業所というところでしょうか、それについての定義、いかがでしょうか。
廃棄物対策課	回答させていただきます。 法律によってそれぞれ定義というのが異なりますので、今回我々が制定させていただきます条例に関しましては、特定事業区域に関しましては特定事業に供する区域、特定事業所につきましては特定事業区域及び特定事業に供する施設が供する区域を含める形で定義させていただいております。よろしくお願いいたします。
山田会長	秋山委員、いかがでしょうか。
秋山委員	言葉、日本語、用語としての定義を言われてるんですけど、事業所という説明に対して、最後何とか区域とか何とか区域を言うというのが日本語としておかしいんじゃないかという、今の担当の方の説明はよくわかるのですが、普通こういう言い方しないかと、特に水濁法なんかでやってた時なんかは、当然その場所は特定事業所とって、その場を含めて全体を区域という表現をする、その大きさがちょっとまとめ方が逆じゃないかなというのが僕の感覚なんですけども、皆さんが違和感を持たれないのであれば、このままでいいんじゃないかというところです。
山田会長	はい、ありがとうございました。因みにこの条例関係は松戸市だけでなく、先行地域、いろんな場所があると思いますので、そこで使用されているのはどの様に使っているか参考までに教えていただけませんか。
廃棄物対策課	会長がおっしゃった通りなんですが、千葉県等先行市町村ですね、同じような使い方をさせていただいております。以上です。
山田会長	はい、ありがとうございました。いかがでしょうか、松戸市だけではなく、一応先行事例等を参考にした上だということなんです。
秋山委員	その話は事前に聞きましたけれども、ただ国語的におかしいなというところは、ここで直しておいてもいいんじゃないかなと言うのが自分の意見です。
山田会長	はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。所というのと区

	域、日本語的におかしいという指摘です。区域というのが広さを表してしまして、所というのが特定の場所という、狭いという、ただこの資料の例は逆になっているというご指摘ですね。 すみません、あの、松戸市の姿勢としてはいかがでしょうか。踏襲するという形でしょうか。先行事例を。
廃棄物対策課	先行している条例との整合性を図りたいと考えておりますので、市としてはこのまま行かせていただきたいと考えております。
山田会長	はいわかりました、ありがとうございます。秋山委員いかがでしょうか。
秋山委員	はい、結構です。
山田会長	秋山委員に納得とまではいかないかもしれませんが、了承得ましたので、これで参りたいと存じます。ありがとうございました。 それでは、只今事務局から答申をいただいて、いろいろ議論も踏まえました。それでは修正はないという事で、この答申案に対してこのまま市長宛に答申をして参りたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
山田会長	それでは同意を得たと考えまして、以上で、議事の（仮称）松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（素案）についての審議を終了します。 続きまして、議事（３）第３次生活排水対策推進計画（案）について、松戸市長から環境審議会会長宛に諮問がございました。資料６になります。事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは諮問文を読み上げさせていただきます。資料６になります。 令和６年１２月１０日付松環保１４１９号をもちまして、松戸市長本郷谷健次より松戸市環境審議会会長宛の諮問でございます。第３次生活排水対策推進計画（案）について（諮問）。 このことについて、松戸市環境審議会条例（松戸市条例第１３号）第２条第１項第２号の規定により、別紙のとおり諮問します。 別紙。１ 諮問理由。本計画案は水質汚濁防止法第１４条の８の規定により千葉県から松戸市が生活排水対策重点地域に指定されたことを受け、同法第１４条の９の規定により生活排水対策重点地域における

	生活排水対策の実施を推進するための計画を策定するものです。 法定の計画であり、松戸市内河川の水質及び生活排水処理施設の整備など、市内の水環境の目標を設定するものであることから、環境審議会でご意見をいただきたく審議をお願いするものです。 ２検討項目。目指すべき水環境。生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針。生活排水処理施設の整備に関する事項。生活排水対策に係る啓発に関する事項。その他の生活排水対策の実施に関し必要な事項。 以上となります。
山田会長	はい、ありがとうございました。 事務局より諮問文の読み上げがありました、第３次生活排水対策推進計画（案）について、担当課から説明をお願いします。
環境保全課	よろしくお願いします。環境保全課の吉本と申します。 ３４ページですね。この計画は平成３年３月３０日に水質汚濁防止法第１４条の８の規定により千葉県より下水道処理区域を除く松戸市全域が「生活排水対策重点地域」の指定を受けたことにより、現在の水質汚濁防止法第１４条の９第１項の規定に基づき生活排水対策の実施を推進する計画を策定するものです。 これまで、松戸市では平成４年度から平成２３年度を計画期間とする「生活排水対策推進計画」を策定し、平成２３年度から令和２年度を計画期間とする「第２次生活排水対策推進計画」を策定してまいりました。 今回は、令和２年度末をもって計画期間が終了した生活排水対策推進計画で令和１３年度までの、「（第３次）生活排水対策推進計画」を策定するものです。 それでは第３次生活排水対策推進計画（案）について、順次説明いたします。 まず、３４ページ、１「生活排水対策重点地域の指定」は先述のとおりです。２「計画期間」につきましては本計画の策定時点から令和１３年度となります。第２次計画が令和２年度末をもって終了したことから、計画の策定をもって開始といたします。 次に、３「本計画の対象」は、下水道処理区域を除く市内全域の生活雑排水となります。 ３５ページ、４「市内の公共用水域の水質の現状」につきまして、３６ページ、３７ページ記載の図のとおりとなりますが、水質の代表的な指標であるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）は重点地域の指定の

	あった平成２年度では環境基準である１０mg/Lを上回り、坂川では２３mg/L、新坂川３０mg/L、国分川２６mg/Lでしたが、直近の令和５年度は、坂川２．１mg/L、新坂川３．３mg/L、国分川６．７mg/Lと環境基準を達成しています。 なお、平成２５年に環境省から「水質目標」及び「施設整備目標」の２点を重点地域の解除条件として示されました。第２次計画は水質目標が達成されており、施設も水質改善のものであるため施設整備目標も当然に達成されていると解釈し、施設整備は推計値の記載としました。しかし第２次計画終了時の千葉県との協議では、第２次計画では施設整備が推計値のみの記載であり目標とは出来ないとのことで解除が見送られ、第３次計画策定が必要となりました。 次に３７ページ、「生活雑排水処理の現況」についてです。生活雑排水とは、台所、トイレ、風呂などの生活排水のうち、し尿を除いた排水です。下水道への接続や合併処理浄化槽で処理される場合は生活雑排水が処理されることとなりますが、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の場合は生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されることとなります。この生活雑排水の処理は、平成２年度で人口４５５，０８８人のうち２１４，８０４人の処理に留まり人口割合にして４７．２％でしたが、令和５年度では人口４９８，８９３人に対し４８４，８６３人の処理となり９７．２％まで向上しています。 続きまして６「全計画の事後評価」。(１)重点地域の事後評価につきまして、第２次計画策定時点の平成２５年度の水質はＢＯＤで坂川３．５mg/L、新坂川３．３mg/L、国分川９．０mg/Lであり、環境基準を達成している状態で計画が始まり、前述のとおり令和５年度においても環境基準を達成、この間に環境基準の超過はなかったため市内河川は安定的に環境基準を満たす結果となっています。 続きまして３８ページ(２)生活排水処理施設の整備について、公共用水域の水質は前述のとおり環境基準を達成しているため、下水道事業の進捗を生活排水処理施設の整備と位置づけ施策を推進してまいりました。 続きまして、７「本市における生活排水対策に関連する計画等」につきましては、記載のとおりで、松戸市総合計画、松戸市環境基本計画を上位計画としています。 ４０ページ、８「本市に係る生活排水対策に関連する計画等」につきましては、坂川流域は江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会、国分川流域では真間川流域水循環系再生行動計画があります。坂川流
--	---

	域と国分川流域を併せた東京湾流域では東京湾総量削減計画、松戸市全体では松戸市汚水処理適正構想があります。 ４１ページ、９「目指すべき水環境」につきましては、坂川、国分川の流域ごとに記載しております。 １０「生活排水対策の実施の推進に関する基本的事項」につきましては、７の関連する計画で申しあげたとおり、江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会及び真間川流域水循環系再生行動計画の枠組みに委ねることとしました。４２ページ、（３）重点地域の目標水質につきましては、表２のとおり環境基準であるＢＯＤ１０mg/Lとします。 １１「生活排水処理施設の整備に関する事項」につきましては、（１）に下水道に係ることを記載しております。これにより、４４ページ下部に記載する表３－４目標年度（令和１３年度）処理形態別構成比を推計します。 ４５ページに移り（２）生活排水処理施設の整備に関する目標となります。生活雑排水を処理する人口の比率である生活雑排水水洗化処理率を用い、令和５年度末の９７．２％を目標年次である令和１３年度に９７．９％を目標とします。 （３）河川の直接浄化対策は記載のとおりです。 ４６ページ、１２「生活排水対策に係る啓発に関する事項」につきましては、広報紙の活用、ホームページ等での情報提供により啓発してまいります。 １３「その他の生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項」につきましては、下水道処理区域内になりますが（１）公共下水道への接続促進、４７ページに浄化槽の適正な維持管理等に関することを記載させていただきました。 議案として提起させていただいた内容は以上となりますが、審議会に先立ちまして事前に委員の皆様にご説明させていただき、いただいたご意見等をふまえて答申案に向けた方向性について説明いたします。 追加の資料をご覧ください。 まず、本計画の対象となる生活排水対策重点地域の地図がなかったため、別紙のとおり地図を付け加えることを検討しています。これを答申案に向け、見やすいように加工したいと考えています。 次に、４０ページ各計画文末、４１ページ「坂川河川網」、「真間川流域」などのわかりにくい表現をわかりやすく見直し検討予定としています。
--	---

	４２ページ（３）「重点地域の目標水質」で、目指すべき水環境に向けて追記を検討できればと考えています。 また、すでに水質が改善している中、第２次計画から見て第３次計画独自の取り組みが必要とのことで、別紙のとおり１２「生活排水対策に係る啓発に関する事項」と１３「その他の生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項」にそれぞれ新規の取り組みを付け加えること検討しています。 また、１４として「環境省、千葉県からの通知」も追記も検討しています。 以上、環境審議会での審議をよろしくお願いいたします。
山田会長	ありがとうございました。 ただいま説明のありました、第３次生活排水対策推進計画（案）について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 大変数値として非常に良い数値が出ておりまして、浄化されていて、解除まで申し出ていたけれども推定値なのでもう少しという事で、県の方からは留め置きされたようですが、全体的に非常に改善に向かっているものだと思います。 はい、秋山委員お願いします。
秋山委員	先ほど、これから色々直していく部分説明してもらったんで非常に有難いんですけども、基本的にこれもさっきの土壤汚染法と同じなんですけれども、他所の市と横並びにするという考え方で作られているんじゃないかなという風に思っているんですね。今の時代に合っていない部分が土壤汚染法のところ以上に大きいなと思っています。それは先ほど説明された、現在の推定値であるとかと言う説明をしますが、あれは本当に苦し紛れで、推定値でもなんでもなく既にデータいっぱい出てます。それが今のＢＯＤ１０mg/L というものが全く対応していないという事実があるんですけども、それなのにこの横並びで目標ＢＯＤ１０mg/L と書いてあるのが、非常に違和感があるんですね。これは他の委員さんに事情説明した時も同じことを言われたという風になっておりまして、他に色々違和感があるのは、前の生活排水対策の推進計画案、私も知っていますけれどもそれと同じ文言なんです。特に引かかるのが、今の３４ページの１の重点地域の

	指定のかっこで囲まれている部分ですね。これ、例えば一般の人が見て引っかかるのは、三行目、生活排水対策の実施を推進する緊急性が高いと認められますと書いてありますよね、こういうのも生活排水が占める割合が大きいから緊急性が高いという風な定義はどうなのかなと。他のなんですか、市がやる本来の行政がやる業務に対して十分満たされているものを更にやるのかと、その説明がこれでは足りないんじゃないかなと。だから例えば、8割あったらOKですよと言うのを9割、更に10割に近い状態で完璧にしようとしてるんですよという風に読み取れるんですよ、これだけだと。これは昔の文章なんですよ。これはあちこち各市町村で作られている文章なんです、これは現在に合わなくて、よりきれいにするという説明で言えば、こういう生活排水の占める割合が大きく、三行目のところですけど、そのあとに放流先の水環境改善に寄与するためというか、そういう言葉を継ぎ足しているところもあります。ようするに目的は何かというと、皆さんが不便に感じているわけではなくて、皆さんが排水しているものについて整備はしていきますけれども、それによつての効果ってものは河川に十分貢献するんですよと、河川はなにが貢献するのかと言ったら、水の中に住んでいる水生生物が新しい今までいたのがまたよみがえってくるんですよと、そういう説明が生活排水推進計画の中に最近盛り込まれているのが多いんですね、これは旧態依然とした他のところと踏襲されている文章だなと思います。だからこれはこのままにするのか、さっきの土壤汚染の話じゃあないですけど、他所と同じようにするということであればそれはそれでいいかなと思います。仕方がないと思うんですけど。あと35ページの市内の公共用水域の水質の現状、ここも最初の文章なんですけども、事前説明の時も言ったんですが、松戸市内のおもな河川は何があるんですかというのを、先ずは最初にうたった方がいいんじゃないかと思ってるんですね。それで図1-1のとおりですと。要するに言いたいのは松戸市内の主な河川は、の後に、坂川水系及び真間川水系の国分川からなりますという
--	--

	言葉を継ぎ足した方がわかりいいんじゃないかなと。ここから以下はその話を持っていきますよというのが最初にイントロであった方がわかりいいと思うんです。特にいきなり真間川流域っていうのが出てくるんで、国分川っていうのはあくまでも真間川流域の上流なんですよという事を、ここに説明を入れた方がいいと思うんですよね。それと、40ページの、先程ちょっと説明されたんですかね、40ページの「松戸市環境基本計画」を策定しますと書いてあるんですが、これは逆に、策定しましたが正しいと思います。というのは、松戸市環境基本計画というのは令和4年に作りまして過去形なんです。だからこれはもう策定しましたと、その上でやっていきますよと言う説明になるんじゃないかと。それとちょっとくどいようになるんですけど、40ページのウの下二段、浄化槽から発生する汚泥や非水洗化世帯のし尿についてはという風には書いてあるんですけど、目的は非水洗化地域を改善していくわけですから、言葉を付け足すならば非水洗化世帯については合併浄化槽を推奨しますが、それも困難な地域のし尿処理についてはコレコレというふうに、もう少し丁寧に書いた方がいいんじゃないかなと。次の41ページのところは先ほど説明してもらいましたんでいいんですけども、9の目指すべき水環境、これは坂川流域、真間川流域、ここで出てくるんで、真間川流域というのはどこのことかというと、一番最後に47ページの図に入れてもらったんですが、その前にかっこして国分川のことを言っているんですよというのを、真間川流域の後ろに国分川と入れるか、ちょっとここも一工夫いるんじゃないかなと。41ページ、10の(2)の真間川流域というのも同じで、国分川とどこかに入れたほうがいいんじゃないかなと思います。それと42ページの表2の目標のところですけど、これいきなりこうあっても、わかりにくいんで、水環境改善水質目標みたいなのを間に入れてはどうかと、それは水生生物も生息可能な水質とかいう風な暫定的な目標でもいいから、それを入れてあげたほうが、この極端に差があるものをそのまま置いておくのはどうかという風に感じまし
--	--

	た。 すみません、長々。以上です。
山田会長	秋山委員、ありがとうございました。 大変貴重な意見をいただいたと思います。つまり先ほどの条例に関するものは、松戸市は初めて取り入れるわけですね。ですから先行条例等の、それに右に倣えというのも失礼ですが、そうしたことで先ずスタートするのもやむを得ないところかと思います。ただ今回のこちらの案件については、先ほど途中で出ましたけれども、その解除を県の方に申し出をするというレベルまでも達しているということなんですね。努力して非常に松戸市の場合はある意味先行地域になっていると思います。いろんな努力のもと、その数値もそれを証明しているわけなんですけども、そうしたことを右に倣えで今までどおりというのはいかがなものかな、というところであろうと思います。日本全国なんですけれど、環境に対しても全部違うわけですね。右に倣えだけじゃとおらない。独自のものを出していく。その環境にあった、ただ基本線だけは押さえておくにはいけませんけれども、松戸市に関わる環境を踏まえた中で、独自の路線を出していてもいいのではかなと私も感じます。おそらく秋山委員はそういった事をおっしゃりたかったんじゃないかなと思って聞かせていただきました。 いかがでしょうか。よろしくお願いします。
環境保全課	回答します。貴重なご意見ありがとうございました。答申に向けてこちらの諮問案の改善できるところは、お話のとおり改善させていただいて、できる限りいい方向にもっていければいいかなと思っています。よろしくお願いします。
山田会長	はい、ありがとうございました。松戸市は本当に積極的に積み重ねて取り組んでこられてますので、そうした成果が今回お示しいただいた表とか数値に表れています。その数値を見れば大体わかるわけなんですけども、その数値をさておいて、右に倣えの今までどおりの文章、文言を使っているというのは、やはりおかしいところかなと思います

	ので、そのあたりの見直し、こちらの案の、本文の方、そうしたところをもう少し手を入れていただけたらと思います。 他の委員の皆様いかがでしょうか。
近藤委員	よろしいですか。４５ページの表の３－６なんですが、浄化施設の設置というところで、１から８まで段がございますけども、４番の二ツ木の浄化施設以外がすべて休止中になっておるんですけど、これは休止という解釈なんですか。どのような理由で休止という事と、再開の見込みがあるのかという事も含めて教えていただきたいんですが。
山田会長	はい、お願いします。
環境保全課	環境保全課、本多と申します。浄化施設につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、平成の初期、平成の１０年代まで環境基準を達成できないような状態につきましては、やはり水を浄化しなくてはならないという事で、河川の水を直接取り込んで浄化して戻すという施設を設置してまいりましたが、各浄化施設の流入水において、もう既に環境基準を達成しているというような状況がございましたので、順次休止というような形で進めてまいりました。残る二ツ木浄化施設につきましても、周辺の水質については概ね改善に向かっていきますので清流ルネッサンス連絡会のメンバーと今後話を進めながら、運用について検討してまいりたいと考えております。
山田会長	はい、ありがとうございます。近藤委員いかがでしょうか。
近藤委員	はい、わかりました。 私は坂川の方で長いこと、清流ルネッサンスに参加させて頂いてるんですが、この浄化施設があった時と今止まっている状態で明らかに水質が違っているんですね、一度良くなったものがまた悪くなってるって、環境基準的には合致しているのでもいいという風に判断されてのことでしょうか、せつかくある設備が使えないという事で、更に上を目指してもいいんじゃないかという風に思いますけどね。周りの住民の方も私も含めて、たくさんの方に元の水質が戻らないかという事で書面もいただいているんですが、もう一度またご検討いただけたらと

	思います。以上です。
山田会長	はい、ありがとうございました。水質を毎日ご覧になっている方の説得力ある発言だと思いますので、この辺りのところの見直しもよろしく願いいたします。 他にいかがでしょうか。 ありがとうございました。いろいろご意見賜りました。そうしましたらこの説明がありました、第3次生活排水対策推進計画（案）についてたくさんのご意見をいただきました。 概ね妥当なものと考えてよろしいんじゃないかと思うんですけども、ただ、細部に当たっては見直しをちょっとお願いしたいと思います。本日いただきましたご意見及び事務局からの事前説明の際に出されたご意見も踏まえて、担当課にて計画（案）を修正し、事務局から共有させていただきたいと思います。 修正した計画（案）につきましては、私にご一任いただき、事務局と調整した上で、次回の審議会において、市長宛の答申（案）をお示ししたいと思いますですが、よろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
山田会長	はい、ありがとうございます。以上で議事の「第3次生活排水対策推進計画（案）について」の審議を終了します。 それでは、本日の議事の最後になります。脱炭素専門部会からの進捗報告について、報告をお願いいたします
環境政策課	環境政策課 松本です。 まず、脱炭素専門部会についての説明をさせていただきます。脱炭素専門部会は、令和6年7月24日に開催された松戸市環境審議会において諮問された脱炭素政策の検討について審議するため設置されたものです。 会議については第1回を令和6年9月26日に開催し、令和7年1月7日まで計5回審議を行い、令和7年度も継続して審議を行う予定でございます。 審議内容は環境審議会から諮問を受けた、「再生可能エネルギー等促進制度の導入」、「再生可能エネルギー利用促進区域の設定」、「公共施設における脱炭素化の促進」を中心にその他松戸市の脱炭素に繋がる政策について専門家を集めて議論を行っております。 なお、これらの検討内容については前年の令和5年度に、松戸市の

	今後の脱炭素政策の方向性を定める為に設置した松戸市脱炭素有識者会議において、取り組みの検討を進めていく事とされた事項となっております。 それでは、実際の進捗状況につきまして、脱炭素専門部会の奥部会長から、報告をお願いいたします。
奥委員	それでは部会長を務めさせていただきます私、奥のほうから報告をさせていただきます。ただいま事務局からご説明がありましたように、令和7年度においても引き続き検討していくという事になっておりますので、今回は中間の報告という形になります。資料7、一枚目をご覧ください。 資料①の1「太陽光発電設備の導入促進条例の検討」という項目がございます。まずこちらについてご説明いたします。住宅や事業所等、建物の上に設置する太陽光発電設備の設置の義務化について、その対象や必要となる設置基準量の計算等、それらを検討するにあたりましては、他市の先行事例を参考としながら松戸市での具体的な適用方法について検討し整理しましたものがそちらの内容、案として表に示されているものになります。 太陽光発電の設備の標準化については、東京都は非常に有名ですが、川崎市等においても先行して実施されております。主に大規模建築物を設置する者や住宅メーカーに太陽光発電の設置を義務付ける制度が他自治体でも導入されているところです。 太陽光発電の普及については、国により2030年度の段階で新築住宅の6割に太陽光発電設備が導入されていること、という目標設定しているということも踏まえまして、市の建築部門等と連携し、松戸市における新築住宅の建築の状況や施工している住宅メーカーなどについても状況、現状を把握したうえで、制度の網掛けを何処までにするか検討を行いました。その1のところ表の①特定建築物を対象とする制度というところにおきましては市内の延床面積2,000㎡以上の特定建築物を建築する建築主ということで線引きをしてはということで案を示しております。 制度②の方は中小規模の建築物を対象とする制度という事で、対象者のところにその規模要件等を示させていただいておりますが、いま現状でこのような整理をしております。いずれにしてもこの制度化にまるあたりましては条例の制定を必要とするという事になってまいります。先行する自治体の制度や条例を参考に松戸市でも制度の適用の要件という事を実際には最終的に条例に落とし込んでいく内容に

	ついては検討し整理をしたということになります。ただですね、最近になりまして国交省の方で、太陽光の導入促進制度、内容的に非常に重複することになります、新築住宅、太陽光発電設備など導入に係る制度の見直しの検討が始まりまして、それが始められるという事がわかりまして、国の方の制度ですと、住宅トップランナー制度を見直して更に再エネ導入を推進していこうということで制度の見直しがなされているという事でございます。そうしますと、こちらで検討してきました松戸市の制度とかなり対象がかぶる部分が出てくるであろうという事が想定されるところですので、その国の方の検討状況も見ながら更に松戸市の脱炭素保護条例に落とし込んでいくこの太陽光発電設備の導入促進の内容がこれでいいのかどうかについて引き続き国の動向を見ながら、また先行自治体の動向を見ながら継続して検討していこうという整理にしております。現段階で一応整理したのがこちらになります。 それから、トップランナー制度の改定につきましては、今ご覧いただいている資料7、1 ページ左下に概要が書いてございますが、こちらとかなり重なってくる部分があるという事なので、引き続き検討してまいります。 右側になりまして資料①の3「再生可能エネルギー利用促進区域の設定」という所ですが、こちらは建築物省エネ法と言われている法律に基づいて促進区域を指定し指定促進計画を策定していくということですけれども、こちらは促進区域に指定されたエリアにおきましては、住宅などの敷地内にソーラーカーポートを設置するですとか、それから屋上に太陽光発電設備を導入するといった際に、従来でありましたら建築基準法上の建築制限を受けていたためにそれが出来なかったところにつきましても、促進区域内であれば建築基準の緩和措置が講じられて、再エネ導入設備の導入が可能になるという制度でございます。促進区域の設定につきましても、今後その促進計画を策定していくと共に条例を制定しまして、建築士の説明義務についても条例の中に規定していくという事で、部会の中で検討を行いました内容が、こちらに整理されているようなところであります。 右下の4のところにまいります、「公共施設における脱炭素化の促進」については、市役所自身の省エネの基本方針として、省エネだけではありませんけれども、グリーン購入、環境配慮型の物品やサービスの購入も含まれていますが、それらを対象とした「松戸市グリーン購入等に係る基本方針」というものを既に松戸市では持っております。
--	---

	この中に、新たに建築物に係る契約に関する脱炭素化に対する事項を追加して今後の公共施設の整備等に当たっては、脱炭素化に資するような方向で施設整備を行っていくという方針を、グリーン購入等に係る基本方針に盛り込んでいこうという事でたたき台を整理したのになっております。松戸市のグリーン購入等に係る基本方針は、これを設定しているグリーン購入ですとか、環境配慮契約の方針に準じて松戸市の方で策定している、松戸市役所向けの指針という事になっております。主に各施設における車両の調達、それから電力の購入契約などに関しては環境に配慮すべき基準というものを定めていたところですけれど、今回公共施設の新設や増築、そして維持管理に関しても松戸市の基本方針の中に盛り込んでいこうということで検討してきたところでございます。そのたたき台をこのように整理しているという内容になります。 二枚目の②、進捗報告②というところをご覧ください。こちらにつきましては、来年度松戸市の地球温暖化対策実行計画の見直しを予定しているということをうけまして、改定のポイントとなる内容について検討を行って、先ず頭出しをしたというような位置づけの資料になっております。1のところの「2050年のCO2排出量実質ゼロに向けた脱炭素シナリオの検討」という事で、2050年はゼロカーボンを目指す。そこに向けての道のりを、いくつか推定シナリオというものを示しております。 2のところにつきましては「改定計画における再エネ導入目標の検討」ということで、こちらもある松戸市における再エネ導入ポテンシャルを踏まえまして数字の積み上げを行ってみたというものになっております。 3「地球温暖化対策実行計画に係る削減目標等の検討」ということで、計画の期間、目標、2030年46%削減という、これはすでに持っているところですけど、今後2035年、2040年に向けてどういった目標設定をしていくのかは今後の検討を要する事項として挙げさせていただいております。4のところが実行計画の中に盛り込んでいくことを検討してはどうかというキーワードですとか、柱というものを頭出しという事で整理させていただいているところになります。非常に内容としてはかなり盛り沢山で短い時間で先行説明させていただきましたが、中々詳細までご理解いただくのは難しいかも知れませんが、来年度も継続審議と、継続して審議していくということになっておりますので、また検討が進捗して、その内容につきましては
--	--

	本審議会にご報告をしながら進めてまいりたいと考えております。以上、雑駁ではございますが報告となります。
山田会長	奥委員、ありがとうございました。国の方の動向も踏まえたうえで進めないといけないところですが、今後継続的に目標をもって掲げていくということになります。 ただいま、脱炭素専門部会からの進捗報告がありましたが、質問等ございますか。
藤田委員	48ページの国における制度の見直しの文言の中に、重複しない対象建築物が一部あるためというのは、つまり漏れるものがありますよという意味合いなのか、例えば1のところにある松戸市脱炭素条例の内容案の中に対象者が掲載されていますが、そこからも漏れるものがあるのかなという心配をしたので、その辺の説明がもし可能であればお願いします。
山田会長	いかがでしょうか。
環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室	環境政策課の松戸です。今藤田委員からご質問いただいたところですが、上のところは条例で定める、我々が検討した中で、事業者、住宅もすべて含めた政策になってまして、オールカバーしていると、これは今条例で検討している内容で、下のところも国における制度の見直しのところなんです。住宅オンリーになっておりまして事業所とかマンション系は除かれて、ただ、かなり大規模な建築物というのがどれほどあるのかというのがありまして、漏れる部分は確かにありますけれど、そのためだけに条例を定めるのかということもあって検討の内容になっております、おっしゃったとおり、漏れる部分は下の国の制度はわずかながらあると思います。以上です。
山田会長	はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。
藤田委員	はい。
山田会長	ありがとうございました。 脱炭素専門部会からの報告は、以上となります。 本日の議事につきましては以上となりますが、その他として事務局から何かありますか。
事務局	次回の審議会の予定です。次回は、3月下旬に、本日も審議いただきました「第3次生活排水対策推進計画（案）について」の答申（案）を予定しております。事前に本日の内容等を踏まえまして、計画の修正したものを皆様方にご提示させていただきますのでよろしくお願いいたします。 日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしく

	お願いいたします。以上です。
山田会長	ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、令和6年度第3回松戸市環境審議会を終了いたします。長時間にわたり皆様お疲れ様でした。また、議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。司会を事務局にお返しします。
事務局	山田会長、ありがとうございました。 以上を持ちまして、環境審議会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。

以上